**障害福祉サービス事業所等の新規指定申請**

**及び事業所の所在地の変更・増設をお考えの方へ**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業を実施する場合は、障害福祉サービス事業所として八戸市の指定を受ける必要があります。

障害福祉サービス事業所として指定を受けるに当たっては、八戸市が定める人員・設備等に関する指定基準を遵守する必要があるほか、事業所の建物に関して、建築基準法、都市計画法及び消防法等（以下「関係法令」という。）に適合している必要があります。

八戸市では、新規に事業を始める場合や事業所の所在地の変更や増設をするに当たっては、別紙「建築物関係法令確認記録」（参考様式）の提出を求め、当該事業所に係る関係法令の手続きの状況等について確認を行うこととしております。

つきましては、各担当部署に連絡をしていただき、関係法令への適合確認や必要となった手続き等の状況を申請日までに報告してくださいますようお願いいたします。

**【新規指定申請及び変更届時に関する留意事項】**

① 建物が建築基準法に適合すること

・新築、増築、所在地の変更等の場合、自己所有、賃貸を問わず、建築基準法上の手続き（用途変更等）について確認し、手続きが必要な場合は、申請又は変更届時までに手続きを完了すること。

② 建物が都市計画法に適合すること

・事業所を建築（既存建物の用途変更を含む）、所在地の変更等をする場合、都市計画法上の手続き（開発許可等）について確認し、手続きが必要な場合は、申請又は変更届時までに手続きを完了すること。

③ 建物が消防法に適合すること

・事業所を建築（既存建物の用途変更を含む）、所在地の変更等をする場合、消防法上の手続きについて確認し、手続きが必要な場合は、申請又は変更届時までに手続きを完了すること。

④ その他法令に適合すること

・事業所を建築（既存建物の用途変更を含む）、所在地の変更等をする場合、①～③以外のその他法令（農地法、食品衛生法など）についても確認し、手続きが必要な場合は、申請又は変更届時までに手続きを完了すること。

新規指定申請時においては指定を受けたい月の前月1日（土日祝日や年末年　始に当たる場合は、直前の開庁日）までに、事業所の所在地の変更や増設をする場合は変更日前までに、①～④をすべて満たしていること。